

## 平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月6日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	川崎一平	2番	前田弘次郎
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明、内容説明）

議案第1号から議案第14号までの条例関係 14件

議案第15号及び議案第16号の計画関係 2件

議案第17号の指定管理関係 1件

議案第18号及び議案第19号の人事関係 2件

議案第20号から議案第31号までの予算関係 12件

---

## 9時30分 開会

### ○白武 悟議長

ただいまから平成27年第1回白石町議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

報告一覧を皆さんのお手元に配付をいたしております。各報告書、資料については議員控室または事務局に置いて閲覧に供しますので、その旨、御承知おきください。

また、監査委員からの定期監査、月例出納検査の報告、佐賀西部広域水道企業団の定例議会の報告も配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議長の出席要求に対する執行機関側の説明者はお手元の名簿のとおりであります。

### 日程第1

### ○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名いたします。

### 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る2月27日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等についての審査の結果、本日から20日までの15日間としたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から20日までの15日間とす

ることに決定いたしました。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様のお手元に配付しております一覧表のとおりであります。議案第1号から議案第14号までの条例関係14件、議案第15号及び議案第16号の計画関係2件、議案第17号の指定管理関係1件、議案第18号及び議案第19号の人事関係2件、議案第20号から議案第31号までの予算関係12件、以上31件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

#### ○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成27年第1回白石町議会定例会の開会に当たり、平成27年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げますとともに、提案いたしました平成27年度当初予算並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

白石町は本年1月1日をもって合併10周年を迎え、去る1月15日に記念式典を挙行することができました。改めてこれまでの町政に御尽力を賜りました皆様及び町民の皆様へ感謝を申し上げる次第であります。平成27年度は第2次白石町総合計画と地方創生のスタートの年という新しいステージに入るわけでもあります。私が町民の皆様から負託を受けて町政のかじ取りをさせていただき、はや2年が過ぎたところですが、この間、公約といたしておりますたくさんの笑いとたくさんのよい物と人があふれる豊かなまちづくりを実現するために農林水産業、商工業の振興、人材の育成、高齢化に対応した町、少子化対策、子育てサポート、安心して暮らせる地域づくり、環境の保全を6本の柱として実現可能な事業について積極的に取り組むこととしてきたところでございます。

まずは第2次白石町総合計画について御説明申し上げます。

現行の総合計画につきましては、平成17年の合併後、直ちに総合計画の策定に着手し、平成18年3月には平成18年度から平成26年度までの計画期間9年間で策定され、これまで町政運営の指針としてきたところです。この現行総合計画の計画期間終了前に本年度第2次白石町総合計画の策定作業を行ったところでございます。私は策定に当たりオール白石の態勢で臨む必要があると考え、一般公募と町内各団体の代表者24名の方々を総合計画審議会委員としてお願いいたしました。委員の皆様には昨年5月20日の委嘱以来、毎回夜間の開催にもかかわらず計6回にわたり熱心な審議をしていただき、去る2月23日に答申をいただいたところでございます。おかげさまで大変立派な総合計画案をつくっていただきましたので、これを重く受けとめ、今議会に提案した次第でございます。

第2次白石町総合計画につきましては、引き続き白石町の最上位計画と位置づけ、現行総合計画の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を継承しながら

ら、平成25年度に行った町長と語る会、昨年行った町民や小・中学生へのアンケート調査結果及び日ごろから町民の皆様からの意見、要望並びに総合計画審議会及び町議会の皆様の意見をもとに策定したところでございます。町民にわかりやすく必要とされる計画とすることを第一に計画の構造を基本構想、基本計画及び実施計画の3層性から今回は基本計画と実施計画の2層性にし、時代の変化や町長任期へ柔軟に対応できるように計画期間を平成27年度から平成32年度までの6年間に短縮するという全国的に見ましても先進とされる手法をとっているところでございます。この第2次総合計画の中に盛り込んでおります政策や施策はどれも重要なものばかりでございますが、強いて1点、今回の計画の要点として上げますとすれば、第6章、参加と協働で築く町民主体の町、町民参加、町民協働の第1節、参加と協働の促進に記載しております町民協働が総合計画全体を実行するために欠かせない部分になるのではないかと考えております。白石町では従来からクリーンデーの実施や敬老会の地域での開催、平成26年度から実施しております住民協働環境整備資材等支給事業といったことを行ってまいりましたが、今後はさらにこのような取り組みをふやし、行政がやるべきこと、町民がやっていただくこと、そして行政と町民が協働してやるべきことについて町民全体で考え取り組むことが文字どおり町民主体のまちづくりにつながっていくものと信じております。元来、総合計画は政策や施策といった町が目指すべき方向性を示し、町民や議会の皆様と共有すべきものでありますので、今回議会の議決を受けました後には平成27年度の予算や事務事業のみならず今後6年間で計画的に達成するための実施計画を策定し、町民や議会の皆様と一緒に議論し、実行してまいりたいと存じます。

次に、地方創生に関しまして私の考えを述べさせていただきます。

昨年5月に民間組織である日本創成会議が全国の49.8%にわたる896市区町村を消滅可能性都市として公表し、全国各地に衝撃が走ったのはまだ記憶に新しいところでございます。かく言う本町もこの消滅可能性都市と名指されたわけでございますが、このいわゆる増田レポートにつきましては各種の論評が試みられておりますので、あえてこの場では申し上げませんが、このまま人口減少に対して何もしなければこうなるという警告として受けとめており、白石町が消滅するということではあり得ないということだけは申し上げたいと思います。政府におかれましては増田レポート以降、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、地方創生担当大臣を置き、地方創生にける意気込みを示されたところでございます。昨年11月には、まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法が成立し、12月27日にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたところでございます。私はこの1年の流れの中で人口減少が悪いことと受けとめられ、かえって沈滞ムードが漂うことや、白石町がなくなってしまうという過程の話により、いたずらに町民の皆様の不安をあおりはしないかということが一番心配いたしました。このため昨年10月には県内初の取り組みといたしまして町職員から成る人口将来問題プロジェクト会議を立ち上げ、これからの白石町をどうしていくかということを検討してきたところでございます。第2次白石町総合計画では日本の人口が減少する中、本町だけがこれを免れるには多大な財源と労力を必要とするものと思われ、現実的ではない、ただし人口減少を

悲観することなく現実として受けとめ、子育て支援や定住促進などの施策により、なるべく人口減少のスピードを緩め、歯どめをかけることに努めますとしているところが私の考えでもございます。人口減少という国家的減少を地方に責任を負わせるようなやり方はいかかなものかと若干思うところもございますが、全国の自治体のアイデア勝負というかけ声のもと、過度な地域間競争によって人、物、金を奪い合い消耗戦となってしまうことを危惧する次第でございます。このため人口減少には何よりも雇用の確保がかなめになると思いますが、本町からの通勤距離圏内の市町と連携し広域的な取り組みを行っていくことも視野に入れ、県や近隣の市町とも連携してまいりたいと存じます。国から全国の市町村に対して平成27年度中に地域版の人口ビジョンと総合戦略を策定するよう努力義務として要請され、全国的にこの地方創生に取り組むよう国家的プロジェクトとして位置づけられており、何もしなければ白石町は取り残されてしまうこととなりますので、一過性に終わることなく真に白石町にとって必要なことに対して積極的に取り組むこととしております。総合戦略の策定等につきましては追加の補正予算をお願い申し上げる次第でございます。

次に、平成27年度の子育て支援の充実について御説明申し上げます。

私の公約としておりました出産祝い金の創設につきましては、昨年度から検討に検討を重ねてまいりましたが、生まれたときよりも、その後の成長段階のほうが経済的負担が大きいという子育て世代の声が多かったため、切れ目のない子育て支援を目的として卒業、入学という経済的負担が大きい小学校6年生と中学校3年生の学校給食費を無償化する予定でございます。平成27年度以降実施することにしておりますが、平成27年度のみは保護者の皆様への周知等の都合がございますので、学校給食費相当額を商工会の商品券で配布することでかえさせていただく計画でございますが、これに関する予算につきましては追加の補正予算を提案する所存でございます。

続いて2点目は、不妊治療費助成の限度額の撤廃でございます。子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず子供に恵まれず、不妊に悩み、不妊治療を受ける御夫婦が増加しております。このような中、白石町では従来から不妊治療費の助成を行ってきたところでございますが、これまで県の助成金額を差し引いた額の2分の1以内で10万円を限度として助成してきておりましたが、高額な治療費に配慮し、平成27年度からこの限度額10万円を撤廃する予定でございます。これにより県内でも高水準の助成となります。

続いて3点目、町立あかり保育園における休日保育の実施でございます。保護者が仕事や病気などのために家庭で幼児の保育ができない場合に保育する制度です。これまでの土曜日に加え12月31日から翌年1月3日までの期間を除く日曜、祝祭日に実施することとしております。

最後に4点目は、寡婦控除みなし適用の実施でございます。これは県内初の取り組みとなりますが、子育ての中の婚姻歴がないひとり親の方の負担の軽減を図るものがございますが、保育園保育料と町営住宅使用料で実施することといたしております。

以上の4つにつきましては、白石町人口将来問題プロジェクト会議の提言等を受け、関連予算や条例の制定や改正として今議会に提案する次第であります。

次に、新しい地域の活力の創出について御説明申し上げます。

道の駅の整備に関しましては、今年度基本構想から進めてまいりましたが、今後は基本計画の策定や運営組織の設立支援を行い前進させることとしております。この道の駅は道路利用者の利便はもちろん、町特産物のPRや情報発信の拠点となり、交流人口拡大にもつながりますので、積極的に進めてまいりたいと存じます。

なお、この道の駅の整備につきましましては、本町では初めてとなります総務省の地域おこし協力隊制度や外部アドバイザー制度を活用することといたしております。

以上、子育て支援の充実や道の駅の整備につきましましては、本町の地方創生に関する先行的な取り組みとして位置づけている次第でございます。

続きまして、予算の編成に当たっての概要を御説明申し上げます。

平成27年度当初予算につきましましては、社会保障費の増大や国営筑後川下流白石土地改良事業の償還金、また本町の財源において大きな割合を占めます普通交付税の合併優遇措置の終了など、今後増大する財政需要を見込み、将来を見据えた予算の編成を行ったところでございます。歳入では固定資産税の評価替えの影響による町税の減少及び合併優遇措置の終了に伴う普通交付税についても前年度より減額の予算とし、また財政調整積立基金や公共施設整備基金などの基金の取り崩しにより財源不足を補うことで予算の調製を図ったところであります。先ほども申し上げましたとおり、普通交付税の市町村合併による交付税の優遇措置も平成26年度で終了し、今後公共施設の老朽化対策など増大する財政需要にも対処する必要があることから、ますます財源の確保が厳しくなることは必至の情勢であります。このことから、歳出においては職員の定員管理適正化計画による人件費の削減や地方債の借り入れ抑制、義務的経費の圧縮に努め、普通建設事業等の投資的経費への財源の確保を図ったところでございます。限られた財源の中で本町発展のために必要な事業への積極的な推進を図る一方で事務事業の見直しや事業間の優先順位などの選択を行い、中・長期的な展望を持った財政運営を目指す予算編成といたしたところであります。

それでは、平成27年度当初予算の歳出の主な内容について、新規事業を中心に第2次白石町総合計画のまちづくりの大綱に沿って御説明申し上げます。

第1に、ゆとりある快適な住みよいまちについてであります。

まず、平成26年度から実施しています婚活サポート事業について、婚活サポーターの皆様と一体となってこれまでの取り組みを継続して行うこととしております。町営住宅につきましましては、公営住宅ストック総合改善事業による改修を行い、長寿命化を図ることとしております。農業集落排水施設機能強化事業により事業の効率化を図り、特定環境保全公共下水道事業につきましましては第2期事業への着手をすることにいたしております。そのほか懸案となっております防災情報の伝達につきましましては、当初予算での計上は行っておりませんが、早急に検討を行い、補正予算での提案を予定しております。

町道整備につきましましては、社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を活用して道路ネットワークの整備や維持管理を図るとともに子供やお年寄りの安全を守る歩道の設置など町道の改良事業に取り組むことにいたしております。

第2に、健やかで安心できるやさしいまちについてであります。町民の健康づくり事業への参加を促すためにヘルスケアポイント制度を導入することとしております。

子育てに関しましては、子ども・子育て新制度や認定こども園への対応を行い、利用者支援事業の実施により相談体制を整備し、子育て家庭の支援を行います。

第3に、活気と魅力ある豊かなまちについてであります。

まず、農林水産業の振興については、第1に私の公約事業に掲げております6次産業の推進を引き続き図ってまいります。集落営農の法人化を推進するため担い手経営発展支援事業を始めることにいたしております。畜産関係では優良肥育素牛導入事業費補助金制度を導入し、肉用牛肥育農家の経営支援を行い、白石牛ブランド確立を図ります。国営筑後川下流白石土地改良事業償還金につきましては、利子負担の軽減を図るために繰上償還を行うこととしております。17億6,857万8,000円計上しております。このことは、予算規模増大の大きな要因となっているところでございます。このほか白石町の特産物のPR活動を積極的に行うこととしており、この一環としてふるさと納税の拡充も行います。さらに、町職員を佐賀県首都圏営業本部へ派遣することも予定しております。

第4に、個性豊かな人と文化を育むまちについてであります。4年に一度の教科書改訂に伴い、これに伴う小学校の国語及び算数のデジタル教科書の導入や電子黒板用パソコンの更新を行うこととしております。ニュースポーツの推進につきましては、パークゴルフ場の整備を行い、平成28年のオープンを目指すこととしております。

第5に、自然環境と共生するまちについてであります。環境基本計画及びごみ処理基本計画を策定し、環境の保全に努めることとしております。

第6に、参加と協働で築く町民主体のまちについてであります。国の要請に基づき公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設に対する財政負担の軽減、平準化などを行うことにしております。

以上を申し上げましたが、議案第26号から議案第31号の平成27年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ一般会計予算135億3,800万円、国民健康保険特別会計40億8,600万円、後期高齢者医療特別会計3億1,000万円、農業集落排水特別会計2億6,000万円、特定環境保全公共下水道特別会計3億3,300万円、水道事業会計収益的収入5億8,403万5,000円、収益的支出6億387万4,000円、資本的収入1億3,373万6,000円、資本的支出1億3,003万6,000円。

なお、予算案の主な内容については各課長が後もって御説明いたします。

次に、その他の提案議案について御説明申し上げます。

条例案件につきましては、新規制定が4件、一部改正が9件、廃止が1件であります。議案第1号「白石町行政手続条例の一部を改正する条例について」は、行政手続法の改正に伴う条例の改正を行うものでございます。

議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第3号「白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、先ほど申し上げました本町職員を佐賀県首都圏営業本部へ派遣するために必要な手当等を支給するために改正するものでございます。

議案第4号「白石町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険における療養費負担に対する貸付状況に応じて改正を行うものでございます。

議案第5号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について」及び議案第6号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」は、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度の施行に伴い、それぞれ条例の制定及び条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案第5号につきましては、未婚のひとり親の方に対する寡婦控除のみなし適用を行うための減免規定も盛り込んだところでございます。

議案第7号「白石町環境基本条例の制定について」は、本町の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため新たに条例を制定するものでございます。

議案第8号「白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について」は、担い手農地集積高度化推進事業の実施期間が終了したため、この条文を廃止するものでございます。

議案第9号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴うものでございます。

議案第10号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、未婚のひとり親の方に対する寡婦控除のみなし適用を行うため減免に関しまして条例の改正を行うものでございます。

議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第12号「白石町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」は、地方教育行政制度の変更に伴い、関係条例の改正及び制定を行うものでございます。

議案第13号「白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正する条例について」は、組織等の変更を行い、スリム化を図るものでございます。

議案第14号「白石町農業委員会手数料条例の一部を改正する条例について」は、農地法の改正に伴う条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件が3件でございます。

議案第15号「第2次白石町総合計画について」は、先ほど申し上げましたとおり、第2次白石町総合計画については議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号「新町まちづくり計画の変更について」は、計画期間の変更等につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号「白石町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、指定管理者の指定に関しまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号及び議案第19号の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、議案第20号から議案第25号までの各会計の平成26年度補正予算につきましては、国の緊急経済対策に応じて平成27年度実施予定事業を前倒しして実施するもので、国民健康保険特別会計に対する繰出金に関するもののほか所要の補正を行うものでございます。

議案の詳細については、各課長が後もって御説明いたします。

結びになりますが、今議会に提案いたしました全31議案について十分なる御審議を

賜りますようお願い申し上げますとともに、これからも議員各位並びに町民の皆様の御意見を伺いながら第2次白石町総合計画の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」の実現に向けて職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○白武 悟議長

提出者の説明が終わりました。  
次に、補足説明を求めます。

#### ○百武和義総務課長

総務課のほうから今回上程いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「白石町行政手続条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

提案理由に書いておりますように、行政手続法の一部改正に伴いまして行政手続法の適用が除外される処分及び行政指導の手続に関して行政手続法と同様の手続を定めるための改正でございます。

新旧対照表を使って御説明を申し上げます。

6分の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

下から5行目、第3条では、第4章の2が追加されたことにより改正を行っております。また、一番下の「名宛て人」、次のページをごらんください、6分の2ページの上から2行目の「かかわる」、それから第13条の「名宛て人」、「剥奪」、これらにつきましては平成22年に常用漢字表が改正になったことに伴いまして条例の改正箇所該当する文言があった場合には改正をお願いしているというものでございます。

次に、6分の3ページをごらんください。

第33条の2項、これは新しく定められたものでございまして、行政指導に携わる者、つまり町職員は行政指導をする際に、ここの1号から3号まで、(1)から(3)までの提示を義務化されたものでございます。また、下から4行目の第34条の2、行政指導の中止等の求めでは、行政指導を受けた者が法律または条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思われる場合に、その中止等の求めができることを次の6分の4ページにかけて記載しておりまして、今回新たに規定するものでございます。

次の第4章の2、処分等の求め、第34条の3では6分の5ページにかけて記載されておりますけども、法令に違反する事実を発見した場合、第三者が町長または町の機関に対して処分等を求める手続ができることを新たに規定するものでございます。

最後に、6分の6ページ、最後のページですけども、今回の改正に伴いまして白石町税条例第4条で条ずれが起きたことに伴う改正でございます。

なお、この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するというようにいたしております。

次に、議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

この改正につきましては、平成27年4月1日から東京都の佐賀県首都圏営業本部へ町職員を派遣するに当たって地域手当に関する事項を規定するため、またあわせて所要の改正を行うために一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表を使って御説明を申し上げます。

10分の1ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の第2条のところですが、今回、地域手当を新たに設けております。その1行下の特殊勤務手当にも棒線を引っ張っておりますが、これにつきましては制度はあるものの、これまで記載がしてなかったということでの改正をお願いしております。

真ん中ほどの第8条の2、地域手当については、ここは地域手当について新しく定めたものでございまして、佐賀県の条例に準じて作成をしております。下から3行目のところですが、地域手当の月額額は給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に100分の18を超えない範囲内で乗じた額ということにしております。規則で定める割合を乗じて得た額としておりますが、規則のほうでは100分の18ということで規定をしております。

次のページ、10分の2ページ以降は、地域手当の新設に伴いまして地域手当という文言の挿入、それから条ずれによる改正、それから文言としておかしかったものについて所要の改正をお願いしているものでございます。

なお、この条例につきましても平成27年4月1日から施行することといたしております。

次の議案第3号「白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

これにつきましても議案第2号と同様で、平成27年4月1日から東京都の佐賀県首都圏営業本部へ町職員を派遣するに当たって移転料及び着後手当等に関する事項を規定するため一部改正をお願いするというものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。

6分の1ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の第6条、旅費の種類ですが、ここで移転料、着後手当及び扶養親族移転料を新たに規定をいたしております。

なお、8項の嘱託料につきましても、これも記載が漏れていたために今回改正をお願いしているものでございます。

第6条、第9項のところですが、移転料は赴任に伴う住所または居所の移転について路程等に応じ定額により支給するという内容になっておりまして、これは簡単に言いますと引っ越しのための経費という性格のものでございます。

それから、次の第10項着後手当、これにつきましては、赴任に伴う住所または居所の移転について定額により支給するという内容になっておりまして、これは赴任に伴って定額により支給をされるものというものでございます。

次に、第11項扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給するという内容になっております。

次の6分の2ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは移転料の規定に伴いまして別表第2が今回ふえております。こういったことでこれまでの別表というものが別表第1に変わるという内容でございます。

次に、6分の3ページをごらんください。

第17条で移転料の額のことを規定をしております。3行目の第1号では、赴任の際、扶養親族を移転する場合には旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額、次の第2号では赴任の際、扶養親族を移転しない場合は先ほど別表第2に定めた額の2分の1に相当する額というふうに定めておりまして、ちょっと飛びますけども6分の5ページをごらんいただきたいと思います。6分の5ページの一番下のところに別表第2第17条関係という表をつけておりますが、この別表第2のほうで路程ごとに額を定めております。

なお、今回は東京の佐賀県首都圏営業本部が該当するというように定めておりますので、首都圏営業本部までがおよそ1,230キロでございます。そういったことで、この表の右から3つ目ですね、路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満、26万1,000円、この欄に今回は該当するということになります。

済みませんが、また6分の3ページに戻っていただきたいと思います。

第18条、着後手当のところでは、着後手当の額のことを規定をしております。ここで別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所または居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とするとなっております。ただ、ただしというところがございすけども、ただし町有の建物を利用できる場合、または自宅に入る場合には日当定額の2日分及び赴任に伴い住所または居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の2夜分に相当する額によるということに定めておりますが、今回の場合は既に宿舎のほうは決定をさせて、既に決めておりますので、このただし書きの部分に該当するということになります。

それから、次の第19条、扶養親族移転料のところでは、扶養親族の年齢ごとにその額を規定しているというものでございます。

なお、この条例につきましても平成27年4月1日から施行するというようにいたしております。

次に、飛びまして、議案第18号及び第19号をごらんいただきたいと思います。

18号及び19号では、人権擁護委員候補者の推薦についてをお願いしております。

まず、議案第18号のほうですけども、現在お務めいただいております有明地域の片渕邦子氏を引き続きお願いするものでございます。

次の議案第19号では、これまでお務めをいただいております福富地域の正木俊子氏にかわりまして新たに福富地域の草場加代子氏をお願いするものでございます。

以上で総務課からの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

## ○ 瀧上隆文住民課長

それでは、住民課所管の議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

議案第4号「白石町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

主な改正理由といたしましては、高額療養費資金貸付件数の減少に伴い高額療養費

資金貸付基金を減額したいので、白石町高額療養費資金貸付金条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

新旧対照表の1分の1ページをお願いいたします。

右側が現行の条例でございまして、左側が改正案でございます。

基金の額でございますが、第2条中、1,300万円を300万円に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案が飛びますが、議案第21号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,711万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,551万8,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入でございまして、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございまして、一般退職被保険者とも国民健康保険税の調定額に滞納繰越分の収納率増を見込んで540万円を増額補正するものでございます。

続きまして、同じく7ページ並びに8ページをお願いいたします。

4款国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金が当初見込みより減のため1,899万5,000円を減額、また高額な医療の発生が26年度当初見込みより減のため国と県から一定の負担がなされている高額医療費共同事業負担金579万6,000円を減額するものでありまして、合わせまして2,479万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、同じく8ページでございまして、5款療養給付費交付金につきましては、現年度分退職者医療費交付金の交付決定に伴い6,855万5,000円を減額補正するものでございます。

同じく8ページの6款前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者交付金の決定額に伴い1億399万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

7款県支出金につきましては、高額医療費共同事業県負担金を国庫支出金と同額の579万6,000円を減額補正するものでございます。

同じく9ページ、8款共同事業交付金につきましては、佐賀県国民健康保険団体連合会の算定に伴い高額医療費共同事業交付金を1,417万円の減額、保険財政共同安定化事業交付金360万2,000円を増額するものであり、合わせまして1,056万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

10款繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴い保険税軽減分として935万8,000円、保険者支援分として773万6,000円をそれぞれ増額し、出産育児一時金繰入金につきましては当初予算より見込み件数減のため420万円の減額、子供の医療費繰入金につきましても170万3,000円を減額補正いたします。

さらに、財政支援繰入金につきましては、平成30年4月の国保財政運営の都道府県

単位化に向け国保特別会計の赤字運営改善のための財政支援として5,000万円の増額をお願いいたすものでございます。あわせまして、一般会計繰入金6,119万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく10ページの保険給付準備積立金繰入金につきましては、先ほど議案第4号で上程いたしております白石町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例に伴う貸付基金の減額による1,000万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款保険給付費であります。療養諸費につきましては、退職被保険者等療養給付費の当初給付見込み額よりも支出減によりまして6,500万円を減額補正するものでございます。

次に、退職被保険者高額療養費につきましても同様に2,000万円を減額補正するものでございます。

13ページをお願いいたします。

出産育児一時金につきましても、実績見込みにより15件分、630万円を減額補正するものでございます。

同じく13ページの7款共同事業拠出金につきましては、拠出金額の決定により保険財政共同安定化事業拠出金58万3,000円の増額補正、高額医療費共同事業医療費拠出金2,381万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

8款保健事業費、疾病予防費につきましては、脳ドック健診の実績見込み件数の減などにより330万円の減額、特定健康診査等事業費につきましても特定保健診査の実績見込み件数の減及び特定保健指導等の減により720万円を減額するものであり、合わせまして1,054万円を減額補正するものでございます。

次に、15ページの11款諸支出金につきましては、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金の精算において返還金が減額となったため1,204万3,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、議案第22号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,497万1,000円を減額しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億500万4,000円とするものでございます。今回の補正は佐賀県後期高齢者医療広域連合運営経費等負担金の最終見込みによる補正でございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料を当初見込みより2,170万8,000円の減額、普通徴収保険料については789万5,000円を増額し、合わせまして1,381万3,000円を減額補正するものでございます。

同じく7ページでございますが、3款繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金につきましては79万4,000円を減額いたします。これは後期高齢者医療広域連合の事務費の決算見込みによるものでございます。同じく保険基盤安定繰入金につきましても、

額の確定により18万2,000円を減額し、合わせまして97万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

5款諸収入、長寿健康増進事業補助金につきましては、後期高齢者被保険者の人間ドックの申請が当初見込みより減であったため18万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合運営経費、保険基盤安定負担金の見直しにより広域連合納付金1,478万9,000円を減額補正するものでございます。

同じく9ページの3款保健事業費は、歳入同様、見込み減により人間ドック負担金18万2,000円の減額補正でございます。

以上で補正予算につきましては説明を終わります。

続きまして、議案第27号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計予算」の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ40億8,600万円とし、前年度対比3億9,600万円、10.7%増で予算計上をいたしております。

歳入について申し上げます。

予算書の9ページ及び10ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては8億2,570万円で、歳入全体の20%を占める貴重な自主財源でございます。保険税の算定に当たりましては、平成26年中の被保険者所得を対前年度比103%と見込み算定をいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

4款国庫支出金でございます。療養給付費等負担金7億7,813万6,000円、高額医療費共同事業負担金2,395万3,000円、特定健康診査等負担金345万円の予算計上であります。

続いて、12ページをお願いいたします。

財政調整交付金につきましては、保険者の財政の運営状況により交付されるものでございまして、2億2,351万7,000円を計上いたしております。

同じく12ページの5款療養給付費交付金につきましては、退職者医療対象者の給付に充てるもので、2億1,283万円を計上いたしております。

同じく6款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の加入率により交付されるもので、5億745万8,000円を計上いたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

7款県支出金でございます。保険者の財政の運営状況により交付されます財政調整交付金につきましては2億1,280万5,000円を計上いたしております。

次に、同じく13ページ並びに14ページをお願いいたしたいと思います。

8款の共同事業交付金でございます。高額医療費の発生による国保財政の急激な影

響を緩和するため県内市町の国保から拠出金を財源とし費用負担調整のために交付されるものであります。高額医療費共同事業交付金9,581万1,000円を計上いたしております。また、県内市町間の保険料の平準化、財政安定化を図るため、これまでレセプト20万円以上の医療費を対象に交付されております保険財政共同安定化事業交付金につきましては、平成27年度より対象額がレセプト1円以上に拡大されておりますので、予算額も大幅に増加をし、9億6,597万5,000円を計上いたしております。前年度と比較をいたしますと5億1,832万円の増となります。

続いて、同じく14ページの10款繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減分の補填分として繰り入れられる保険基盤安定繰入金などで2億511万8,000円を繰り入れていただくことといたしております。この中には収入不足を補うため今年度も8,000万円の財政補填繰入金を含んでいるところでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

20ページから23ページまでをお願いをいたしたいと思っております。

2款の保険給付費につきましては、全体総額で23億9,838万5,000円を計上いたしております。これは歳出全体の59%を占め、平成26年度の決算見込み額と比較しますと2.7%の増となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金につきましては、各医療保険者が後期高齢者医療制度への支援を行うもので、3億9,427万3,000円を計上いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金につきましては1億7,975万9,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。

共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入同様、対象額の拡大に伴い大幅に増加をいたしておるところでございます。保険財政共同安定化事業交付金と同額の9億6,597万5,000円を計上いたしております。

次に、26ページ及び27ページをお願い申し上げます。

8款保健事業費の疾病予防費につきましては、人間ドック健診枠を昨年度までの実績及び今年度の実績見込み額を踏まえ50名減の100名で予算計上をいたしております。また、脳ドック健診につきましては、今年度同様、250名で予算計上をいたしております。脳ドックと特定健診を同時に実施することにより特定健診の受診率の向上を図ってまいります。予算額といたしましては572万3,000円を計上いたしております。

次に、同じく27ページ及び28ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費につきましては2,576万4,000円を計上いたしております。特定健診・特定保健指導につきましては、引き続き周知を徹底し、受診率の向上を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、議案第28号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,000万円とし、前年度対比2.9%減で予算計上いたしております。

歳入でございますが、予算書の7ページをお願い申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度対比6.3%減の1億7,793万6,000円で計上いたしております。

次に、同じく7ページ並びに8ページをお願いいたします。

3 款一般会計繰入金、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合の運営経費等といたしまして事務費繰入金1,670万2,000円、保険料の軽減分を県と町で負担する保険基盤安定繰入金1億1,422万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度対比3%減の3億816万6,000円で計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

10時51分 休憩

11時05分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○百武和義総務課長

先ほど私の説明の中でちょっと一部誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思っております。議案第3号「白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、この説明の中で施行日を誤って平成27年4月1日からということで申し上げておりましたけども、正しくは公布の日から施行するでございます。まことに申しわけございませんでした。

#### ○堤 正久保健福祉課長

保健福祉課所管の条例制定の議案第5号と条例の一部改正の議案第6号について御説明をさせていただきます。

まず、議案第5号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案」でございます。子ども・子育て支援法が平成27年4月1日に施行されることに伴い、利用者負担額等について条例で定めるものでございます。

この利用者負担額を定めるに当たっては、政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して町が定める必要があります。この利用者負担額につきましては、条例案の第3条において定めることといたしております。子ども・子育て支援法、これからの説明については、単に法と説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。

法第27条第3項第2号は認定こども園、幼稚園、保育園の施設型給付費を受ける教育保育施設の利用者負担額を、法第28条第2項各号は施設型給付を受ける施設におい

て児童が申請日から支給認定日の前日までの間に緊急、その他やむを得ない利用をするときなどに特例的に教育保育を受ける場合の利用者負担額を、また法第29条第3項第2号につきましては家庭的保育事業等の地域型保育給付費を受ける事業者から保育を受ける原則3歳未満の児童の保護者等の利用者負担額を、また法第30条第2項各号は児童が前に御説明しました法第28条第2項各号と同様な理由により特例地域型保育を受ける場合の利用者負担額を、法附則第9条第1項各号は満3歳以上の私立保育園等を利用する児童の施設型給付費等を当分の間別に国が定めるための利用者負担額を定めるものでございます。

第5条においては、公立保育所及び私立保育所においての利用者負担額を徴収する規定で、これにつきましては改正前の児童福祉法第56条第3項において保育料を徴収する規定がございましたが、改正後の児童福祉法においては削除され、法第6条第4項において私立保育所の利用者負担額を徴収する根拠条文のみとなったため、公の施設の使用料として条例においてこれを定める必要があるため、私立保育所も含めて利用者負担額を徴収するよう規定をしたものでございます。

第6条では利用者負担額の減免の事由を規定いたしております。特に同条第3項では県内初の取り組みである婚姻によらないで母または父となった者の寡婦控除をみなし適用し、利用者負担額を算定することといたしております。

第7条では、第5条の規定と同様に公立保育所の使用料は条例で定める必要があるため、新年度より計画をいたしておりますあかり保育園で行う休日保育の保育料と支給認定子供の利用時間以外の保育に係る延長保育料を徴収することとして規定をいたしております。条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

また、附則第2では、改正前の児童福祉法第24条で保育に欠ける要件を政令で定める基準に従い条例で定めることとなっておりますが、改正後の児童福祉法において児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定により内閣府令で定める保育を必要とする事由となったため、白石町保育の実施に関する条例、平成17年白石町条例101号を廃止するものでございます。

また、附則第3では、利用者負担額の決定等の準備行為を行うことができることといたしているところでございます。

次に、議案第6号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例案について」御説明をさせていただきます。

この一部改正案では、町内公立保育園7カ園のうち平成27年4月より計画どおり6カ園は指定管理者により運営されますが、その指定管理保育園において支給認定子供の利用時間以外の時間の保育に係る延長保育料を指定管理者に利用料金として徴収させるため条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第6条を7条とし、5条の次に指定管理者が指定する延長保育の利用料金の規定の1条を加えるものであります。施行期日につきましては、これも平成27年4月1日といたしておるところでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

## ○門田藤信生活環境課長

生活環境課所管の議案第7号「白石町環境基本条例の制定について」御説明申し上げます。

昨今の社会情勢の変化や生活スタイルの多様化により人と環境の良好な関係づくりが必要となってきたことや、持続的発展可能な社会の中で誰もが安心・安全でかつ健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵まれた環境を守り後世につなげていく役割を担っております。こうした役割を自覚し、環境保全について町、町民、事業者が協働して環境を保全し、環境への負荷の少ない環境と持続的な発展が可能な町を実現していくために国の環境基本法に基づき本条例を制定することとしております。

要点となる条文について御説明をいたします。

まず、白石町環境基本条例案、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第1条は、町民及び事業者が現在、将来において健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とし、この環境像を実現するため基本理念を定め、町、町民、事業者の役割を明確にし、施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進することを規定しております。

第3条は、人と自然が共生する快適な町の環境保全と創造に関することを基本理念として、その前提となる基本的認識、施策と行動の基本原則、目標を明らかにしております。第1項では町民が健康で文化的な生活を将来の世代へ継承していくことについて、第2項では環境への負荷の少ない持続的発展が可能な構築について町、町民、事業者の役割に応じた行動を実践していくこととしております。

次に、2ページをごらんください。

第4条は、人と自然が共生する快適な町の創造に取り組む町の役割について規定し、第2項では町民、事業者と協働して環境の保全に推進することを規定しております。第5条は、今日の環境問題の多くは事業活動だけではなく町民の日常生活に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生することから、この解決のためには町民の一人一人の取り組みが必要であることを規定しております。

第6条は、環境負荷の少ない持続的な発展可能な構築を目的とする第3条の基本理念を受け、事業者においても事業活動の全ての過程において環境の保全に配慮することを役割として規定しております。

第7条は、第3条に規定する基本理念を受けて町が施策を講ずる上で基本となる方針を規定しており、その施策対象や施策手法が広範囲にわたるために基本理念を具体化するための各施策の方向性をより明確に位置づけております。

次に、3ページをごらんください。

第8条は、環境保全等に関する基本的な計画として環境基本計画を定めることとし、環境基本計画は総合計画をより実効性のあるものとして推進するための環境分野における施策分野別計画と位置づけております。

次に、飛びますけども第5ページをごらんください。

第19条は、環境基本法第4条の規定に基づき町の環境基本計画に関する調査、審議

をすることを目的として環境審議委員会を設置することを規定しております。

次に、附則第1項に施行期日を平成27年4月1日からとしております。

第2項として、白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いしており、環境審議委員会の委員の報酬、費用弁償等について規定をいたしております。

詳細については新旧対照表10分の5ページに記載しております。

一番左の日額、予算に反映しておりますのは、一番左の日額の報酬を6,000円、それで一番右側に費用弁償として1日につき1,000円ということで規定をいたしております。

以上、生活環境課所管について終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

産業課所管の分について申し上げたいと思います。

議案第8号「白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について」御説明申し上げたいと思います。

提案理由に書いていますように、担い手農地集積高度化促進事業の事業実施期間が終了したことに伴いまして白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する必要があるため今回お願いするものでございます。

この条例につきましましては、集落営農組織において組合員の農地との間で作業受委託を結び、作業効率化のため農地集積高度化促進事業を活用して取り組む組織の事業に要する費用に充てるため分担金の徴収に関し定めたもので、町内で3集落の方が取り組まれておりました。事業期間が平成19年から平成25年の7年間ということから、平成26年度で分担金と補助金の返還が終了することから、平成27年4月1日をもって白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止するものでございます。

なお、施行日につきましましては平成27年4月1日となっております。

続きまして、議案第9号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由に書いていますように、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い法律の題名が改められるため、白石町手数料徴収条例の一部を改正する必要があるため、今回改正をお願いするものであります。

なお、この改正の背景には、全国的に鳥獣による自然生態系への影響や農林水産業被害の深刻化に伴い鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が急務というようなことから今回の改正となったものであります。

内容的には、次のページの新旧対照表のとおり、次の白石町手数料徴収条例第2条第13項で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律と、当該法律の規定を引用しています条項の法律名を変更するものでございます。

なお、施行日につきましましては、平成27年5月29日となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

## ○岩永康博建設課長

それでは、建設課で提案する議案について御説明いたします。

議案第10号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由。子育て支援の一環として未婚のひとり親の子育てを支援するために総所得額38万円以下の生計を一にする23歳未満の子がある者に対して家賃の減免を行いたいので、白石町営住宅条例の一部を改正する必要があるものです。

新旧対照表で説明をいたします。

一番最後のページ、ごらんください。

1分の1ですね、第16条第4号中、「前3号」を「前4号」に改めまして、同号を第5号としまして、同条第3号の次に1号加えまして、第4号、婚姻によらないで母または父となり、かつその子と生計を一にする者を加えております。

前のほうをごらんください。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

## ○本山隆也学校教育課長

学校教育課提案分、所管分の第11号、第12号について説明させていただきます。

議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、白石町の関係条例を整備することとなったため、関係条例の整備に関する条例の制定ということで提案させていただいております。5条の条文がございますが、各条文につきましては新旧対照表をもって、また附則につきましては本文中の条例を説明させていただきます。

条例本文の次にあります新旧対照表の1ページをお開きください。

14分の1ページであります。

白石町公告式条例第1条に関するものであります。白石町が議決などによりまして制定する条例を掲示、掲載する場合のときなど公告式に関する条例の現行の第5条におきまして出てまいります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用において第14条第2項と書かれております部分が、その前に新たに追加条文された条文により第15条、改正法の第15条として繰り下がったものでございます。

次のページをお開きください。

14分の2ページ、白石町議会委員会条例におきましては、現行の教育委員会の委員長とあったものを教育長に改正するものであります。

次の14分の3ページをお開きください。

白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、第3条関係であります。

次の14分の4ページをごらんいただきたいと思います。

上から5段目でございます。右側の現行のほうをごらんください。教育委員会委員

長と書いてございますものが削除されます。委員長がなくなります。その下、教育長、委員長代理と書いてございますものが左側の教育長代理に改正されます。その下でございませう。同委員と書いてございますものが、左側、教育委員会委員に改正されるものであります。報酬につきましては改正ございませう。

ずっと飛びまして、14分の12ページになります。12ページをお開きください。

白石町長及び副町長の給与、旅費等に関する条例、第4条関係であります。右側、現行条例の白石町の副町長という部分が表題が左側、改正法によります、白石町長等の給与というふうに表題が改正になります。

続きまして、第1条、町長の後の「及び副町長」を改正法、「教育長」という部分が加わるものであります。

別表第1におきましては、区分欄、2段目、「副町長」の次に、現行法の左側、改正法案であります「教育長」が加わり、同じく給料月額におきまして教育長の給料月額53万8,000円を加えるものです。これも金額については現行と額は変更ございませう。

その下、別表第2、区分、副町長の下、空欄でございませうけれども、改正案としてこの副町長の下に教育長が入るものでございませう。

次のページ、13ページはございませう。

14分の14ページ、最後のページであります。白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第5条関係であります。この第13条中、「白石町長及び副町長の給与、旅費に関する条例」という表題を、改正案のとおり「白石町長等の給与、旅費等に関する条例」に改正するものです。

本文2ページに戻りまして、附則について御説明いたします。

本文2ページをお開きいただきたいと思ひます。

本文条例の中ほど下、附則がございませう。第1項につきましては、施行期日、平成27年4月1日から施行するということで明記してございませう。

第2項から第5項につきましては、旧教育長の在職期間が施行日の平成27年4月1日を過ぎて在職する間は旧法の適用とすることということで規定するものです。2項から5項につきましては従前の旧法が適用されるというものを規定するものであります。

以上、議案第11号について説明を終わります。

議案第12号「白石町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」であります。

提案理由といたしましては、前条改正提案と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴ひまして、これまでの条例を廃止し、新規の条例を制定いたすものです。

次の本文のページをごらんいただきたいと思ひます。

1条につきましては趣旨、2条につきましては勤務時間及び休日、休暇の内容のものであります。附則につきましては、前議案同様、1号につきましては平成27年4月1日からの施行、第2号につきましては前白石町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止する旨の条例、それから経過措置につきましても第3項に

ついて、教育長はなお従前の例により在職する場合においては適用せず旧法の効力とするとしたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

農業委員会から今回上程いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第13号「白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

提案理由に書いておりますように、白石町農業委員会事務局の組織を改めるため、白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正をお願いするものでございます。

内容につきましては新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

現在の農業委員会事務局の2系の体制を1係とするものでございます。

施行は平成27年4月1日からといたしております。

次に、議案第14号「白石町農業委員会手数料条例の一部を改正する条例について」でございます。

提案理由に書いておりますように、農地法が改正されたことに伴い、新たに農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付の手数料を徴収するため、白石町農業委員会手数料条例の一部の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

農地法の改正により農地台帳の設置が法定化されたところでございます。これに伴い、窓口において申請がございまして農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書を交付することになります。その手数料として200円を徴収するものでございます。転用完了証明及び諸証明につきましては、おのおのの証明内容に照らし合わせ額の変更を行うものでございます。施行は平成27年4月1日からといたしております。

以上で農業委員会からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○片渕克也企画財政課長

それでは、企画財政課所管の第2次白石町総合計画及び新町まちづくり計画に関する議案、それと一般会計の補正予算及び当初予算について御説明をいたします。

議案第15号でございます。「第2次白石町総合計画」につきましては、第1次総合計画の計画期間が平成26年度をもって終了するため、新たな計画を定めるものであります。昨年5月20日に白石町総合計画審議会に対し第2次白石町総合計画について諮問をいたしました。白石町が今後進めるべき施策等について中身の濃い御審議をいただきました。去る2月23日に最終の答申をいただきましたので、今議会に提案するものであります。

また、議案第16号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」でございます。この計画も本来ならば平成26年度をもって計画期間を終了することとしておりましたが、国の法律の改正により延長が可能となりました。このため本町の計画も

延長し、合併の特例がさらに5年間受けられるように変更するものであります。

次に、議案第20号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第7号）」について御説明を申し上げます。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

既決の予算総額に9,529万7,000円を減額いたして、補正後の予算を歳入歳出それぞれ116億5,958万2,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

継続費の補正を行っております。継続費の補正については、新有明漁港地域水産物供給基盤整備事業第3期工事が平成26年度で完了の運びとなります。最終の見込みとして平成26年度事業費を300万円減額するものであります。

続きまして、7ページ、繰越明許費についてでございます。国の経済対策に係るもののほか、次年度に繰り越して執行する必要がある事業について繰越明許を計上しております。

予算書の8ページをお開きください。

地方債の変更については、過疎対策事業債、地盤沈下対策事業債について、それぞれ事業費の最終見通しによる減額をいたしております。今回の補正につきましては、歳入歳出全般にわたって最終的な実績見込み等に基づく増減について編成をいたしております。また、次年度以降の財源対策にも配慮しているところでございます。

それでは、予算書の各ページに沿って説明をさせていただきます。

なお、別紙の主要事項内容説明書に記載している分については割愛をさせていただきます。

まず、歳入であります。主な一般財源について御説明をいたします。

11ページをお開きください。

町税では、法人分について調定額に対する現在の収納状況を見込んで合計で890万円の増額をいたしております。

同じページ、地方譲与税から13ページ、自動車取得税交付金までは、最終的な交付見込みによる補正を行っております。

なお、地方消費税交付金のうち772万7,000円については、社会保障財源充当分として国民健康保険特別会計への過年度分の赤字補填の財源として充当をしております。

20ページをお開きください。

財産売却収入のうち町有地売却収入は、旧中郷地区の旧裁判所跡地の売却分9万円と分譲宅地4区画分の売却収入を計上しております。

21ページ、指定寄附金のふるさと寄附金でございます。26年度分の寄附金合計が746万1,000円となっております。このため補正予算をお願いをしているところでございます。

次に、22ページ、基金の繰り入れでございます。財政調整基金からの繰り入れを昨年度県予算をいただいて積み立てていた学校のICT整備分の1,900万円を残して全額を減額としております。公共施設整備基金からの繰り入れをりんりん公園整備分822万1,000円を残し、全額を減額としております。公共施設維持管理基金を全額減額としております。これは、そのほかの一般財源の手当てができたために減額をいたす

ものであります。

次に、歳出予算でございます。

26ページをお開きください。

総務一般管理費の退職手当組合負担金は、今回早期退職者分の負担金として追加納付するものでございます。

27ページをお開きください。

財産管理費の積立金でございます。農業集落排水や公共下水道等の将来の償還対策、また筑後川下流白石平野土地改良事業の償還対策として減債基金へ1億8,942万1,000円を積み立てることとしております。

27ページ、同じページの企画総務費の11節自有館移動観覧席制御盤の修繕料でございます。ふれあい郷のホールの移動観覧席を制御する機器が不調となり、緊急な整備が必要なため計上しております。また、その下の段、19節に計上している広域市町村圏組合負担金296万4,000円は、社会保障・税番号制システムの整備に係る負担金であります。本年度事業分として計上してございました既決予算額と合わせて平成27年度へ770万円を繰り越すこととしております。

30ページをお開きください。

参議院議員通常選挙費、同じく佐賀県知事選挙費については、執行経費の確定による減額であります。

続いて、34ページをお願いします。

老人福祉費の19節介護保険負担金については、負担金の変更があっており、当初4億5,564万1,000円で見込んでいたものが、変更後で4億4,297万8,000円となったものであります。

35ページをお開きください。

20節老人保護措置費について、老人ホームの入所者を当初19名程度と見込んでいたものが16名となる見込みでありまして、減額をいたしております。

次の36ページをお開きください。

児童福祉施設費の13節委託料でございます。公設民営保育園のうち六角保育園、有明みのり保育園において当初予定していた保育人数を下回ることとなったため委託料の減額をいたしております。

予算書の37ページ、予防費の13節、予防接種委託料であります。子宮頸がんが0.98%、3種混合が39.3%などの予算の執行率となっており、そのほかはおおむね9割程度の執行率となっております。全体で944万5,000円の減額をいたしております。

予算書の39ページをお開きください。

下水道費の13節特定環境保全公共下水道事業計画変更図書作成業務委託費の959万2,000円の減額であります。計画の変更の際し、基本構想と計画見直し業務及び変更図書作成の各業務を一本化して発注したことによる入札減でございます。25節の積立金については、前年度以前に施行した処理施設分として後年度の償還対策財源として県から交付を受けた部分を積み立てることとしてしております。歳入予算書は19ページに記載をしております。

予算書の41ページをお開きください。

農業振興費の19節産地競争力強化事業交付金の減額であります。佐賀県農協が実施する予定であったタマネギ予措保管施設の不採択あるいは、れんこん共同選果施設の減額採択により当初予算を減額することといたしております。

42ページ、農地費の15節地域農業水利施設ストックマネジメント事業の工事費1,900万円及び予算書の43ページ、19節の地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金279万円、これはいずれもストックマネジメント事業の予定を当初いたしていましたが、町が実施する分と白石土地改良区が行う分としておりました分が県の予算割り当てが減額されたため事業を減じたこととあります。

44ページをお開きください。

水産振興費、19節漁業経営構造改善事業補助金については、佐賀県有明海漁業協同組合が実施したノリの冷凍保管施設について入札減があったため補助金の額を減額するものであります。

次に、53ページをお願いします。

学校給食運営管理費の18節給食配送車購入費については、現在使用しておりました配送車が交通事故によりまして廃車を余儀なくされ、現在2台で町内の配送を行っている状況でございます。このため早急に調達をしたく予算を計上するものであります。

以上、一般会計補正予算（第7号）のうち主なものについての説明をさせていただきます。

#### ○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

11時52分 休憩

13時15分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○片渕克也企画財政課長

それでは、午前中に引き続きまして議案第26号「平成27年度白石町一般会計予算」の主な内容について御説明をいたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

平成27年度白石町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ135億3,800万円とするものであります。前年度当初予算の比較では20億9,800万円、18.3%の増となっております。けさほどお配りしましたお手元の当初予算の概要により御説明をいたします。

まず、歳入面でございます。自主財源につきましては、前年度とほぼ同額の33億7,538万1,000円といたしております。一方、依存財源は101億6,261万9,000円と、前年度より26%の増となりました。国営筑後川下流白石土地改良事業の一括償還財源として地方債を充てたこと、農業基盤整備促進事業、また道路ストック総点検事業、橋梁長寿命化事業などの補助事業に伴う国県支出金の増によるものが主な要因となっております。

一方、歳出の性質別分析については、義務的経費のうち人件費、公債費については

行財政改革などの成果によりまして減額となっておりますが、扶助費については増大していく社会保障費に伴い1億9,436万3,000円、12.7%の増となっております。そのほかの経費につきましても主な項目について下の段にお示ししておるとおりとなっております。

物件費、維持補修費については、極力節減に努めておりますが、施設設備の老朽化も進んでおり、これ以上の節減については困難になりつつあるところであります。補助費等では、先ほど申しました国営筑後川下流白石土地改良事業の一括償還や県西部広域環境組合の建設費負担などに起因して大幅な増加をいたしております。また、繰出金に分類されます介護保険負担金の増加や農業集落排水、公共下水道などの会計への繰出金の増加が今後懸念されるところであります。

一方、国民健康保険特別会計についても県下の一元化がなされる平成30年までには累積の赤字分を解消する必要があります。

次に、投資的経費の状況であります。補助事業においては農業基盤整備促進事業、道路の補修を行う道路ストック総点検事業、橋梁長寿命化事業などを新たに計上しております。また、漁港整備事業や漁業経営構造改善事業、ノリの冷凍保管庫の建設事業でございますが、これについては前年度で終了いたしております。多面的支払交付金事業が27年度から町の予算を経由して交付されることに変更となっております。また、単独事業では福富社会体育館改修が終了となっております。この分、学校施設の改修事業等を行うことといたしております。また、道路整備については、過疎対策事業債を活用した事業の展開を計画しているところでございます。

全体的な特徴といたしましては、引き続き人件費、公債費、物件費などの抑制を図っていくとともに、国営筑後川下流土地改良事業に係る償還対策、新たな地域振興事業などへの着手、また子育て支援などへも配慮した予算として編成をしておるところでございます。

次に、予算書の9ページをお開きください。

新年度の地方債については、過疎対策事業債19億1,800万円、うちソフト事業分として7,800万円、ハード事業が18億4,000万円を予定しております。また、合併特例債として6,500万円を道路整備の財源として計画をしております。詳細は主要事項内容説明書の108ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。また、財源対策債については3億8,000万円を予定しております。合計で23億6,300万円としております。しかし、筑水の一括償還分17億4,000万円を差し引きますと6億2,300万円となり、起債の限度額を8億円以内におさめるとした財政目標をクリアしているというふうに考えております。

次に、新年度の新規事業としましては、総務費の防犯灯整備費補助金、公共施設マネジメント事業、政策立案研究費、道の駅施設整備事業、地域おこし協力隊推進事業などを計上しております。また、民生費では認定こども園費、利用者支援事業などを計上しております。衛生費では環境基本計画の策定費用を計上しております。農林水産業費では優良肥育素牛導入事業などを単独事業として計上しております。土木費では道路ストック総点検事業の工事の開始予算、教育費ではパークゴルフ場整備事業などに取り組むこととしております。

それでは、予算書のほうをごらんいただきたいと思います。歳入歳出の主なものについて、それぞれ予算書のページに沿って御説明をいたします。

なお、主要事項内容説明書に記載している部分については割愛をさせていただきます。

まず、歳入について申し上げます。

13ページをお開きください。

町民税であります。8億8,027万円、前年度とほぼ同額で計上いたしております。固定資産税については9億693万2,000円、前年度比3.2%の減で計上をいたしております。家屋に係る減価償却分が減額をしているということです。

14ページ、軽自動車税でございます。新しい税率により算定し、8%増の8,150万円を計上しております。

16ページをお開きください。

16ページの利子、配当割交付金、株式譲渡割交付金では、最近の株取引の好調を反映してそれぞれ40.9%、175%の増で見込んでおります。

17ページ、地方消費税交付金については、税率改定の効果で60.6%増の3億7,410万円を見込んでおります。

なお、社会保障財源化分として社会保障分野に7,040万円を充てることといたしております。

18ページをお開きください。

18ページの地方交付税については、いよいよ合併算定替による優遇措置が27年度から一本算定へ随時移行してまいります。このため普通交付税で1億円の減、特別交付税と合わせまして51億円を計上いたしております。

19ページ、民生費の負担金でございます。公設民営保育料を20ページの民生費使用料に組み替えました。このことにより1億2,402万8,000円の減、6,459万2,000円を計上しております。

飛びまして、23ページをごらんください。

民生費国庫負担金7,137万8,000円の増の内訳でございます。障がい者福祉費で3,308万円の増、児童福祉総務費負担金では3,609万9,000円の増などとなっております。

24ページ、25ページの民生費の国庫補助金でございます。6,324万9,000円を計上しております。対前年比で5,438万2,000円の減となっております。大きな要因としましては、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金の減額によるものであります。

同じページの土木費国庫補助金でございます。対前年度よりも9,857万5,000円の増額となっており、2億774万5,000円となっておりますが、これは先ほど来申し上げましたとおり道路ストック総点検事業により道路の維持管理を行う、それと橋梁の長寿命化事業への国の補助金の増によるものでございます。

28ページ、民生費の県補助金でございます。本年度取り組むこととしております豊富学童保育所の整備費補助金として1,039万円を見込んでおります。対前年度で1,132万5,000円増の8,746万2,000円としております。

29ページの農林水産業費県補助金でございます。5億6,246万5,000円を計上してお

りますが、対前年度比較で1億7,705万1,000円の増となりました。これは30ページに記載しておりますが、多面的機能支払交付金関係の補助金について町の会計を経由して交付されることとなったことによる増のほか前年度計上した漁業構造改善事業費補助金の減などによるものでございます。

31ページ、商工費の県補助金でございます。緊急雇用創出事業分が減額となっております。同じページの教育費県補助金の社会教育費補助金では、各地区の公民館のトイレ洋式化推進事業補助金が440万円の減となったものであります。

35ページ、寄附金のうちの指定寄附金でございますが、ふるさと寄附金の事業の拡充を計画しております。歳入で1,000万円を見込んで計上しているところでございます。

35ページですね、同じページです、基金繰入金については、一般財源の不足分として財政調整基金から3億5,700万円、済みません、ページ数が36ページになります、一般財源の不足分として財政調整基金から3億5,700万円、特別会計の償還費への充当分として減債基金から2,892万5,000円、また公共施設整備基金から小学校の改修費、りんりん公園の整備費に8,083万5,000円を繰り入れることとしております。また、ふれあい郷の維持管理費、それと本年度プール浄化装置の更新を計画しております、この分を3,500万円公共施設維持管理基金から繰り入れることとしております。

なお、ふるさと基金1,720万円でございますが、防犯灯の設置補助、道の駅の整備、学校振興費などに充当することといたしております。

39ページの雑入でございます。7,986万9,000円を計上しております。対前年度比で19%の減となっております。これは40ページに記載しておりますが、市町村振興協会市町村交付金、いわゆる宝くじの収益金でございますが、これの減額、次世代自動車充電インフラ普及支援プロジェクト支援金の減額、41ページに記載しております公設民営化によりますところの保育所の職員分の給食費の減額及び国営土地改良事業の用水分、排水分に係る土地改良連合会からの交付金の減額などによるものでございます。

44ページをお開きください。

地方債において過疎対策事業債に国営筑後川下流土地改良事業白石平野地区の償還のための経費を計上しているほか、本年度は新町まちづくり計画の変更にも上げておりますが、合併特例債を活用して道路事業の財源として6,500万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

51ページをお開きください。

総務費の一般管理費、18節の備品購入費でございますが、庁舎用のフルカラーの印刷機も耐用年数が相当過ぎておりますので、これの更新を予定しております。

52ページをお開きください。

同じく総務費のうちの文書管理費でございます。13節で社会保障・税番号制度の導入に当たり、町の例規全般にわたり見直す必要が生じました。このため専門の業者に支援業務を委託する費用を計上いたしております。

55ページをお開きください。

55ページの財産管理費の18節でございます。庁舎用の公用車の更新を予定しており

ます。軽自動車のバンタイプの車を1台更新するという予定でございます。

61ページをお開きください。

広報広聴費で707万1,000円の減額となったのは、先ほど申し上げました緊急雇用創出基金補助金を活用した行政放送番組制作業務委託について前年度をもって終了したための減額でございます。

同じく61ページの情報化推進費では、次のページの庁舎内部情報系のシステム更新費用として2,226万5,000円及び社会保障・税番号制度に伴うシステム整備費653万6,000円を計上しております。庁舎の内部情報系のシステムにつきましては基本システムを変更する予定でございます。

63ページをお開きください。

男女共同参画推進費でございます。前年度はこの目に婚活事業費を計上しておりましたが、この婚活事業費分を57、58ページの地域づくり推進費に組み替えをいたしておりますので、減額となっております。

70ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の18節の備品購入費でございます。窓口用のレジスターを更新する予定としております。

71ページの選挙費でございますが、農業委員会委員選挙、白石土地改良区総代選挙、それぞれ廃目といたしております。

続きまして、予算書74ページからの民生費に入ります。

予算書76ページをお開きください。

社会福祉総務費の19節社会福祉協議会補助金については、同協議会の御理解のもと、補助金について600万円の減額をさせていただいております。

77ページ、臨時福祉給付金については3,200万円減の3,000万円で計上をいたしております。

77ページの繰出金でございますけれども、国民健康保険特別会計への繰り出しを前年度に引き続き財政補填分として8,000万円行うことといたしております。

78ページをお開きください。

障がい者福祉費でございます。7億101万円、前年度より6,429万9,000円の増となっております。これは81ページの20節扶助費に記載している自立支援給付費が4,952万4,000円、また新たに同じページでございますが療養介護医療として1,675万2,000円の分が増となったものでございます。

81ページをお開きください。

済みません、先ほど療養介護医療費と申しましたのは81ページに記載してございません。

81ページの老人福祉費でございます。83ページまで飛びます。83ページの13節介護予防に重点を置くことといたしまして運動教室委託料として1,248万円、対前年度よりも309万円の増で計上をいたしております。

また、85ページ、19節の介護保険負担金でございます。前年度より2,512万3,000円増で5.5%の増ということで4億8,076万4,000円といたしております。

87ページをお開きください。

老人福祉施設費では、老人福祉センターをシルバー人材センターに指定管理していただくこととしております。また、15節では、同センターのエアコンについて更新をいたすこととしております。

88ページをお開きください。

児童福祉総務費でございます。

93ページをお開きください。

93ページに記載しておりますとおり、子ども・子育て支援事業費、旧の本年までの名称が次世代対策費という目名で計上してはございましたが、子ども・子育て支援事業費と目の名前を改めております。そして、なおかつこの事業の充実に充てるために、戻りますが89ページの給料、職員手当、共済費ですね、ここの部分には2名分の増員というふうなことで人件費を計上いたしております。

93ページの13節の委託料の設計監理委託料、これと次のページの15節の工事請負費、これは福富の学童保育所の改修を計画をいたしております。

次に、保健衛生費に入ります。

96ページ、保健衛生総務費において健康増進計画の改定を行うため8節に委員の報酬費及び13節に策定の委託料を計上いたしております。

次に、農林水産業に入らせていただきます。

113ページ、農業振興費でございます。引き続き6次産業の推進に取り組むこととしております。19節の6次産業推進事業費補助金については、事業開始2年目となっており、要望額が減少する見込みとして計上いたしております。

なお、セミナーなど新たに企業を起こす方たちの掘り起こし事業に関しては今後も積極的な取り組みを継続してまいりますこととしております。

120ページをお開きください。

水利施設管理事業費の7節、排水機場管理嘱託職員賃金でございます。引き続き排水機場の施設の専門家として佐賀県土地改良事業団体連合会のOBの方に職員の技術的な指導をお願いすることとしております。

126ページをお開きください。

126ページから128ページまでの水産業費の中でございます。漁業構造改善事業費及び漁港整備事業費の完了によりまして水産業費全体で2億5,701万8,000円の減額ということになっております。

130ページ、商工費の商工振興費でございます。130ページに記載しておりますが、従来町の元気づくりプロジェクト事業補助金として計上してはございましたが、これを拡充いたしまして商工団体振興補助金と合わせて予算計上をいたしております。また、町内の宣伝看板等のリニューアル予算として前年度に割り増しをしていた白石ブランド確立対策事業補助金については、看板のリニューアルが完了しましたので、その分の減額をいたしております。

次に、土木費でございます。今まで説明する中でちょっとわかりにくかった点があったと思います。最初に御説明させていただかなければならなかった点でございます。道路ストック総点検事業、橋梁長寿命化事業などについては、平成25年度の繰越事業として26年度に施行をしてきた事業でございます。こういったことで平成26年度の当

初予算へは計上いたしておりませんので、この分については皆増というふうな形になってございますが、事業的には継続事業として取り組んできたというようなことで御了解をいただきたいと思えます。

133ページをお開きください。

土木総務費の13節でございます。地籍情報管理委託料562万2,000円を計上しております。前年度には掲載情報の更新を実施したため、本年度は3,172万5,000円の減額というふうになっております。

139ページをお開きください。

河川総務費でございます。13節の基準点測量、量水標設置委託料により引き続き河川の量水標設置事業に取り組むことといたしております。26年度は白石川、緑郷川、直江川、福富川のそれぞれに設置をいたしました。27年度は須古川、只江川に設置する予定であります。28年度は原田江川、室島川というふうな計画をしております。また、15節に計上しておりますが、工事請負費の内訳としまして西田樋管のポンプの操作盤、それと白石川にある町管理のゲートの巻き上げ機のそれぞれ改修を計画しております。

141ページをお開きください。

公園費の15節中央公園再整備事業でございます。内容といたしましては、中央公園内のトイレの洋式化、遊具の補修、それとゲートボール場の不陸の整地を計画をいたしております。

147ページをお開きください。

消防施設費の18節消防装備品購入費でございます。これは、昨年から引き続きまして各団に配布している防火衣の購入20着分を計上しております。

次に、教育費であります。

157ページをお開きください。

学校管理費の18節学校管理備品購入費117万9,000円は、学校が管理する学校用具等の備品でございます。学校事務機器購入費、この分は、各学校にある印刷機あるいは複合機、電話機などの事務用の機器の更新費用でございます。

167ページをお開きください。

公民館費の19節自治公民館施設整備費補助金の予算でございますが、これは4カ所の自治公民館の増改築及び駐車場整備について要綱に基づき事業費の20%を助成することとしております。

また、168ページの身近なユニバーサルデザイン推進事業費補助金につきましては、6カ所の自治公民館に対してトイレ洋式化工事の助成を予定しております。

170ページをお開きください。

社会教育施設費でございますが、26年度で三近堂コミュニティセンターや総合センターの空調機器の改修工事などを行っております。この分が減額となっており、1,388万8,000円の減額として計上をいたしております。

次に、177ページ、学校給食管理費の18節厨房調理用機材購入費でございます。

まず、給食センターの電気スチーム調理器の購入、それと有明西小学校、南小学校のガス回転釜やフライヤーの更新費を計上しております。

178ページ、学校給食費の賄材料費についてでございます。給食センター部分が4,993万6,000円、自校方式の分が5,594万1,000円となっております。

179ページの公債費についてでございます。地方債の元利償還金及び利子償還金を計上しております。利子には一時借入れに伴う利子及び基金の繰り替え運用に伴う利子をそれぞれ計上しております。

以上、平成27年度一般会計当初予算の特筆すべき点についての説明を終わります。

なお、別冊の平成27年度白石町当初予算説明資料に主要事項の内容を説明をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で財政課所管の計画2本及び補正予算、当初予算の説明を終わります。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

### ○片渕敏久長寿社会課長

長寿社会課所管分の議案第17号「白石町老人福祉センターの指定管理者の指定について」説明をさせていただきます。

提案理由のほうにも記載をいたしておりますが、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定により議会の議決が必要でございます。白石町老人福祉センターの管理について、一般社団法人白石町シルバー人材センターを指定管理者に指定いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

長寿社会課所管分は以上でございます。御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

### ○赤坂和俊下水道課長

下水道課所管の議案について御説明申し上げます。

まず、議案第23号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ491万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,555万2,000円とするものであります。今回の減額補正の主な理由につきましては、各種委託料の入札減により、また実績見込みによる事業費の確定に伴います減額補正が主な理由でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましては、5款繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業費の確定によりそれぞれの繰入金を合わせまして104万3,000円の減額補正をお願いしております。

予算書の8ページをお願いいたします。

同じく繰入金の農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金につきましては、汚水処理施設管理費の実績見込みにより401万5,000円の減額補正としております。

9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費の委託料において新年度より農業集落

排水施設の使用料と水道料金を同時に賦課することにしておりますが、そのため現在管理運用しております農業集落排水システムのデータを水道料金システムに統合及びカスタマイズする必要があります。そのシステム統合作業委託料としまして192万3,000円の補正をお願いしております。積立金におきましては前年度繰越金を積み立てることにしてはありますが、施設管理費に充当しましたので、積立金を447万1,000円減額しております。このことにより歳入のほうでは維持管理基金からの繰入金金を401万5,000円減額しております。財源更正をお願いいたしております。

予算書の10ページをお願いいたします。

汚水処理施設管理費においては、各委託料の入札減や実績見込みにより、合わせまして275万円の減額補正としております。

以上でございます。

続きまして、議案第24号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既設の予算に歳入歳出それぞれ6,549万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億32万1,000円とするものであります。また、管路工事後の舗装復旧工事に伴います繰越明許費の設定をお願いいたしております。

今回の補正の主な理由につきましては、1点目に下水道施設管理費において委託料の入札減や需用費の実績見込みによる減額補正であります。

2点目に、本年度は第2次の地域再生計画による汚水処理施設整備交付金が5年計画の最後の年になります。管路工事の舗装復旧工事を確保し、新年度の早期に工事着手することにより走行の安全性の確保及び計画的な下水道事業の進捗を図ることとしております。そのために増額補正をお願いいたしております。

予算書の主な事項について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金において公共下水道事業受益者負担金の確定により1,294万6,000円の増額補正としております。

2款の使用料及び手数料において、下水道使用料につきましては使用料減免期間等により277万3,000円の減額としております。

10ページの3款の国庫支出金、汚水処理施設整備交付金につきましては、額の確定により2,122万円の増額としております。

5款の繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業費の確定によりそれぞれの繰入金を合わせまして324万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

8款の町債につきましては、工事費の増額に伴いまして3,700万円の増額補正をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費の積立金において下水道施設管理費の所要額の実績見込みによる減額に伴い維持管理基金積立金を306万9,000円の増額としております。下水道施設管理費においては、事業費の実績見込み及び委託料の確定に

より、合わせまして430万円の減額としております。

13ページの公共下水道施設整備においては、事業費の確定に伴います委託料等の減額補正及び新年度の舗装復旧工事を早期に取り組むために工事請負費として7,400万円の増額補正をお願いしております。

また、公債費の利子につきましては、償還金利子の確定に伴いまして202万円の減額補正をお願いしております。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費の設定のとおりお願いをいたしております。

以上でございます。

続きまして、新年度予算でございますけれども、議案第29号になります。「平成27年度白石町農業集落排水特別会計予算」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ2億6,000万円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましては、2款の使用料及び手数料において、各污水处理施設の維持管理費としまして使用料収入を5,200万7,000円と見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

3款の国庫支出金においては、牛屋処理区の農業集落排水機能強化事業の実施設計に伴います農山漁村地域整備交付金として300万円を計上しております。

5款の繰入金では、一般会計繰入金としてそれぞれ合わせまして1億7,629万5,000円をお願いいたしております。

また、同じく9ページの基金繰入金では、農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金として2,126万6,000円を計上しております。

予算書の11ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

総務管理費においては、委託料として農業集落排水施設の使用料を水道料金と同時に賦課するための西佐賀水道企業団と町水道への委託料としまして合わせまして229万2,000円をお願いしております。公課費としまして消費税納付金として838万9,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

污水处理施設管理費では、各施設の維持管理経費としまして5地区分の污水处理に係る経費及び管路埋設に伴います道路等の補修工事を含めまして6,300万8,000円を計上しております。

また、13ページの資源循環施設管理費においては、下区地区、住ノ江地区の資源循環施設の運転経費としまして853万9,000円を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

農業集落排水事業費の委託料におきましては、供用開始後14年たった牛屋地区処理施設の経年変化に対応するため処理施設等の機能強化事業に取り組むことにしております。

ます。平成27年度は実施設計委託料として600万円をお願いしております。公債費では5地区の償還金として元利金合わせまして1億7,044万8,000円をお願いしております。

以上でございます。

続きまして、議案第30号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ3億3,300万円とするものであります。

9ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

公共下水道実施に伴いまして、歳入であります。1款分担金及び負担金の受益者負担金としまして4,174万円を計上しております。

2款使用料及び手数料においては、下水道施設の維持管理経費としまして下水道使用料を1,278万5,000円見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

3款国庫支出金の汚水処理施設整備交付金としまして8,800万円を計上いたしております。

11ページの5款繰入金、一般会計繰入金としまして、それぞれ合わせまして6,214万1,000円をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

7款諸収入、雑入としまして消費税還付金を3,200万円計上いたしております。

13ページの8款町債としまして下水道事業債9,500万円を計上いたしております。

歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

総務管理費においては、委託料において前年度までに完了しました工事内容を地図データとして整備する業務としまして下水道管理システムデータ作成業務委託料として411万5,000円をお願いしております。また、下水道使用料を水道料と同時に賦課するための町水道への下水道使用料徴収委託料としまして61万7,000円をお願いしております。積立金として公共下水道処理施設維持管理基金へ1,899万円を計上しております。

15ページの下水道施設管理費においては、施設の維持管理経費として需用費、委託料等の所要額合わせまして2,621万5,000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。

公共下水道施設整備においては、13節の委託料では第2期事業計画区域の管路の詳細設計を実施するための必要な水準測量、地形測量、土質調査、全体基本設計等の委託料としまして1億100万円をお願いしております。また、15節の工事請負費としまして舗装復旧工事費及び管路工事費としまして1億1,400万円をお願いしております。また、22節の物件移転補償費においては、管路工事に伴います水道管移設補償としまして100万円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

公債費においては、元利金合わせまして5,456万1,000円をお願いしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ○荒木安雄水道課長

それでは、本日最後となりました水道課所管の予算について御説明申し上げます。

議案第25号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その概要を補正予算書の11ページの説明資料により御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

本年度予算につきましても努めて年度間の所要額を見込み計上しておりますが、その後の事態の推移に対処するため次のような補正をお願いいたしております。

水道事業収入、営業収益の給水収益でございますが、夏場の長雨や個人の節水意欲の高揚、また節水機器の普及等、さまざまな影響により2,870万円を減額いたしました。営業外収益では道路改良工事等の水道管移転補償費として522万8,000円を追加いたしました。

続きまして、12ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用、原水及び浄水費で用水受水費を160万円、配水及び給水費で委託料70万円、総係費で旅費、備消耗品費、通信運搬費合わせまして51万円の減額といたしております。また、資産減耗費で26年度の工事完了に伴う水道管等、除却の発生による費用で649万円の追加をいたしました。

同じく水道事業費用の営業外費用、消費税でございますが、消費税見込み額として30万円の追加となりました。今回の補正によりまして水道事業収益総額5億9,320万9,000円で、水道事業費用総額6億5,429万円となりました。

続きまして、13ページ、資本的収入でございますが、投資有価証券受入金の国債の満期受入金として1億9,999万7,000円の追加をお願いいたしております。

次に、資本的支出の建設改良費、設備工事費でございますが、委託料、配水管布設替工事費合わせまして398万6,000円、固定資産購入費で量水器購入費80万円を減額いたしました。今回の補正により資本的収入総額2億2,252万円、資本的支出、総額1億2,637万1,000円となりました。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第31号「平成27年度白石町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

平成27年度の当初予算につきましても安全かつ衛生的な水道水を安定的に供給することを基本理念とし、施設等の整備と経営の健全化を図ることを主眼とした予算調製を行ったところでございます。

まず、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数6,780戸、年間総給水量が223万2,600立方メートルで、1日平均給水量を6,100立方メートルと定めております。給水量につきましては、昨年同様、責任水量の60%となっております。また、主な建設改良事業は設備工事費として9,750万円を予定いたしております。

当初予算書1ページの第3条、収益的収支でございますが、営業収益5億324万

7,000円、営業外収益8,078万8,000円で、水道事業収益5億8,403万5,000円を予定いたしております。

続きまして、営業費用を5億8,602万1,000円、営業外費用1,685万3,000円、予備費100万円とし、水道事業費用を6億387万4,000円といたしました。税込みで1,983万9,000円の純損失を予定いたしております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条資本的収支でございますが、工事負担金として1,790万円、他会計補助金として1,651万3,000円、投資有価証券受入金として9,932万3,000円、資本的収入合計1億3,373万6,000円といたします。

続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費に1億6万5,000円、企業債償還金3,697万1,000円で、資本的支出合計額が1億3,703万6,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額330万円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

4ページをお開きください。

注記でございますが、重要な会計方針、予定貸借対照表の注記を掲載いたしております。

続きまして、11ページをお開きください。

水道事業会計の3条予算、4条予算のお金の流れをキャッシュフロー計算書として掲載しております。予算の詳細につきましては26ページで御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、水道事業収益の収益的収入では、水道事業の根幹をなします給水収益を6億275万4,000円をお願いいたしております。

27ページ、営業外収益といたしまして、地方公営企業繰出制度に基づき高料金対策分として1,932万3,000円と統合簡水繰入金588万1,000円で、一般会計より2,520万4,000円をお願いいたしております。内容につきましては、当初予算説明資料49ページに掲載いたしております。

同じく営業外収益といたしまして国庫補助金長期前受金戻入3,257万5,000円、工事負担金長期前受金戻入1,643万2,000円を計上いたしました。水道事業収入の総額は5億8,403万5,000円となりました。

続きまして、28ページ、水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費を2億9,608万8,000円といたしました。受水費でございますが、2億9,201万6,000円となり、支出総額の48%の割合となります。

29ページ、配水及び給水費であります。委託料、修繕費等で3,514万1,000円を計上いたしました。

30ページの総係費8,913万9,000円でございますが、水道課職員8名分の給与等と賞与引当金繰入額として479万4,000円を計上いたしております。

人件費等の内容につきましては、予算書12ページから16ページに掲載いたしております。

32ページの減価償却費は1億6,563万1,000円を計上いたしており、支出総額の27%の割合となります。

続きまして、33ページ、営業外費用につきましては、企業債の償還利息として1,285万1,000円と消費税400万円を予定いたしております。

水道事業費用の総額は6億387万4,000円となりました。

34ページ以降の資本的支出でございますが、資本的収入の工事負担金1,790万円、一般会計補助金として統合簡水企業債元金の繰入金1,651万3,000円と国債満期受入金9,932万3,000円を予定いたしております。

35ページの資本的支出につきましては、建設改良費として当初予算説明資料117ページに掲載をいたしており、国道207号線道路改良工事等に伴う水道管布設替工事、その他町道改良工事に伴う配水管布設替工事等で9,340万円を計上いたしております。

続きまして、固定資産購入費でございますが、棚卸資産であります量水器として256万5,000円を計上いたしております。また、企業債の元金償還額として3,697万1,000円を予定いたしました。

資本的収入総額は1億3,373万6,000円、資本的支出総額は1億3,703万6,000円となり、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額330万円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○白武 悟議長

以上をもちまして本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

14時21分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月6日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭